

納入商品ライセンス別 SMS-PC 契約（年間保守契約書）

お客様と株式会社エスエムエス（以下、「弊社」といいます。）は、弊社がお客様に提供する統合型産業廃棄物業務パッケージソフトウェアSMS NEW産廃ソフトウェアの年間保守サービス（以下、「SMS-PC 契約」）に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 契約の成立

本契約は、弊社が用意するSMS-PC の申し込みに基づいて締結されるものであり、お客様は納入明細書（ライセンス&SMS-PC 契約）申込FAX用紙に申込内容を記載し弊社へFAX若しくは返信用封筒にて用紙を送付いただくものとする。

第2条 保守契約の対象

本契約が対象となるのは、納入明細書（ライセンス&SMS-PC 契約）申込FAX用紙に記載されている商品が対象となる。

第3条 保守契約のサービス内容

契約期間中に本契約で提供される本サービスは、以下の通りである。

- （1）契約している製品がバージョンアップした場合の製品無償提供（弊社の都合で商品体系が変化した場合は変化した商品体系に基づき新商品は新たに購入が必要になる場合がある）
- （2）本製品がサポートしているマニフェスト用紙の印字フォーマットに変更があった場合の製品無償提供
- （3）操作内容などのサポートを電話やリモート対応にて行う
- （4）産廃ソフトが含まれるUSBメモリの破損、故障などの場合、無償で交換させていただきます。

第4条 保守契約のサービスの範囲に関する除外事項

契約期間中に本契約の製品のカスタマイズ制作を行った場合は、その製品又はカスタマイズ部分については、本契約のサービスは適応されないものとします。

第5条 契約の期間と更新

（1）本契約は、「納入明細書（ライセンス&SMS-PC 契約）申込FAX用紙」をFAX またはポストに投函した日を起点として、申込年数期間を契約期間とする。

（2）本契約の更新は、契約期間が終了する1ヶ月前に弊社より、更新に関するご案内を郵送いたします。その案内に従って契約期間が終了する前に、更新手続きを行い更新契約料の料金を支払うことで、契約を更新するものとし、契約期間が終了する前に手続きを行わない場合は、契約が終了となる。（自動更新を行うためにも預金口座振替申込書・自動払込利用申込書をご利用ください。）

第6条 保守契約の費用

保守契約の費用については、「納入明細書（ライセンス&SMS-PC 契約）申込FAX用紙」の申込金額が、その期間中の保守契約費用となる。

第7条 解約

本契約の「SMS-PC 契約」のサービスは、購入または申込後のキャンセル及び途中解約は、できません。またお客様が、本契約の解除、解約をなされましても、ご購入またはお支払いいただいた料金、消費税はご返金いたしません。

第8条 免責事項

本契約に基づき、提供した保守サービスを利用した結果の損害および影響について、いかなる場合において弊社は責任を負わないものとする。都道府県別年次報告書作成システムのSMS-PC 契約に際し各行政からの年次報告書作成要綱に変更が生じた場合は速やかに対応をするものとする。但し、変更プログラムの修正期間が修正規模の大きさにおいて期間内に対応出来ない場合は、翌年の報告書作成提出期限を持って対応する事とする。

第9条 機密保持

お客様と弊社は、本契約の保守サポートの履行に関連して知り得た業務上の秘密、本サポート事項、その他の機密を第三者に漏洩しないものとする。

第10条 譲渡の制限

お客様は、本契約の保守サポートを受ける権利を第三者に譲渡しないものとする。

第11条 協議

本契約の定めのない事項、または本契約の各条項に関し疑義が生じた場合は、お客様および弊社は誠意を持って協議し、円満に解決するものとする。

第12条 合意管轄

本契約に関して、お客様と弊社間において訴訟の必要が生じたときは、弊社所在地を管轄する地方裁判所をもって合意管轄裁判所とする。